

第33回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和3年7月9日（金）

午後5時30分から

場所：本庁舎5階 特別会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について
- (2) まん延防止等重点措置について
- (3) その他

3 閉 会

第33回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議名簿

令和3年7月9日（金）

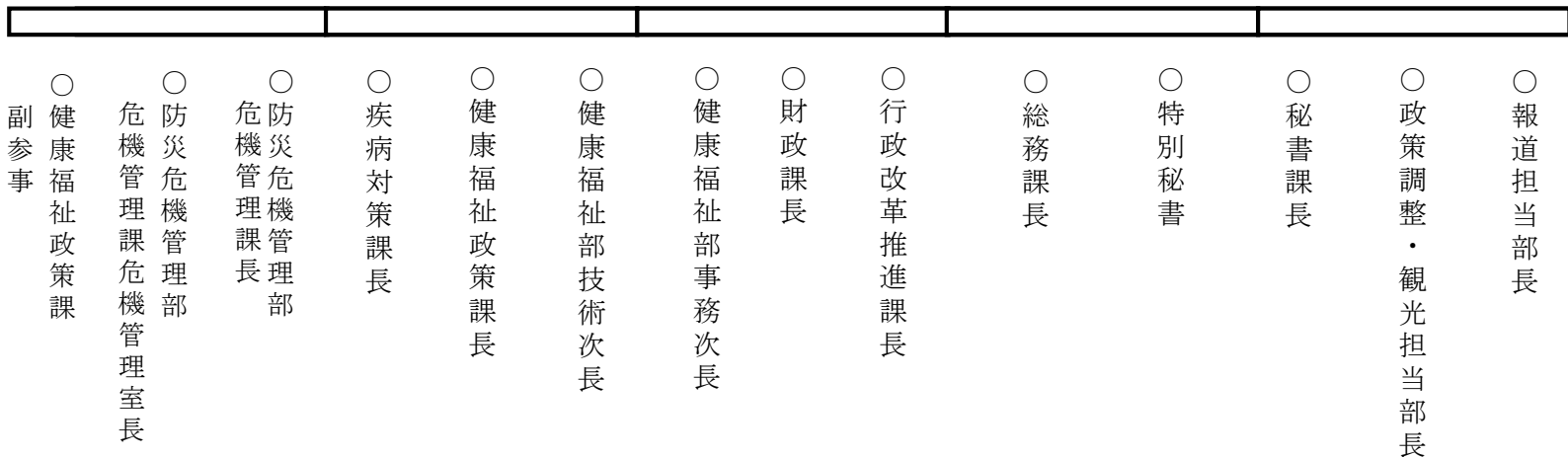
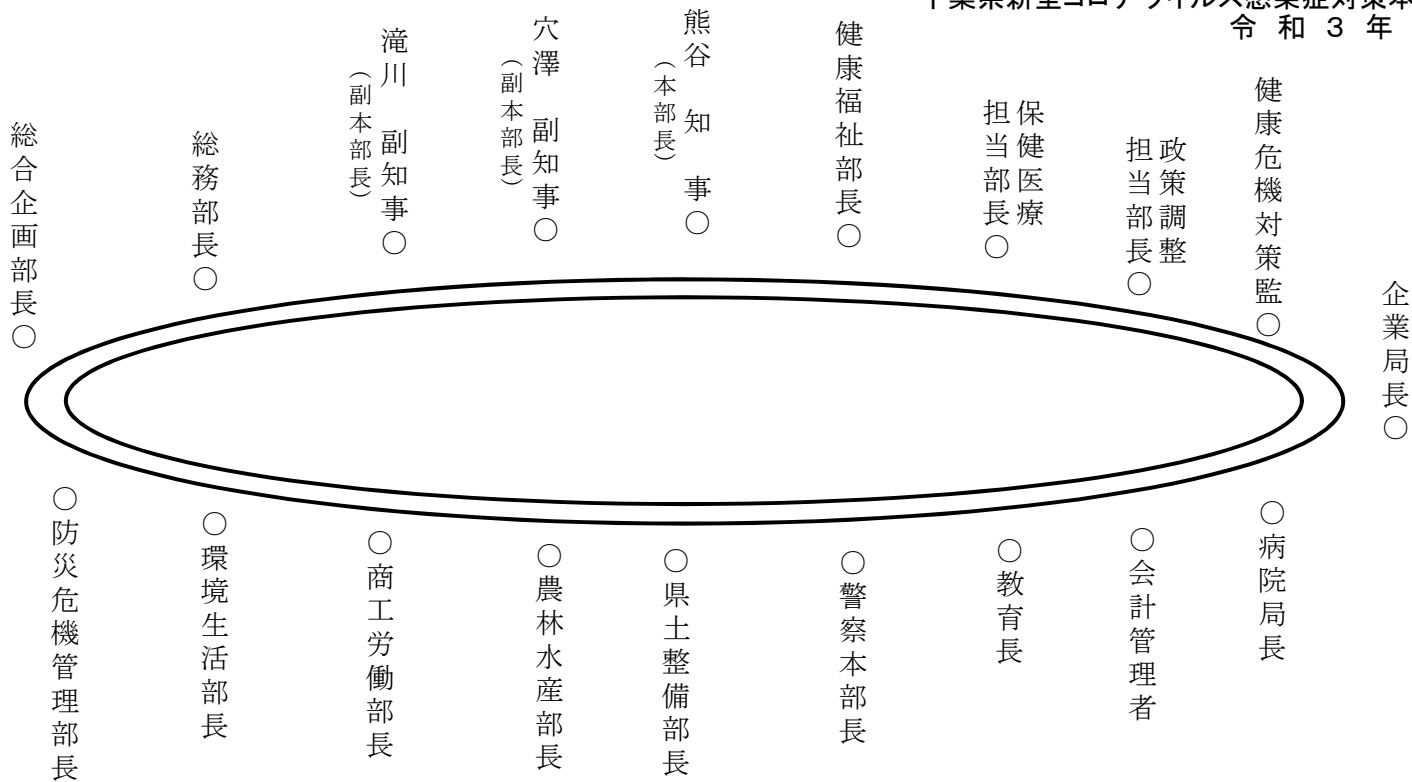
本部長	千葉県知事
副本部長	副知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	健康福祉部長
	保健医療担当部長
	政策調整担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
警察本部長	

オブザーバー	千葉市長
	船橋市長
	柏市長
	千葉県市長会長
	千葉県町村会長

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 席次
令和3年7月9日

オブザーバー
(WEB参加)

千葉市
船橋市
柏市
市長会
町村会



新型コロナウイルス感染症の 発生状況等について

令和3年7月9日(金)

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

千葉県 の 感染状況等 [7月8日時点]

項目	本日の数値 (7月8日)	指標	
		ステージⅢ	ステージⅣ
1 感染の状況			
(1) 新規感染者数(直近7日間平均)	148.0 人	—	—
(2) 直近1週間と先週1週間の比較	1.22	—	—
(3) 新規感染者数 (直近7日間合計 10万人当たり)	16.55人	15人/10万人 /週以上	25人/10万人 /週以上
(4) 直近1週間の新規感染者数に占める 60歳以上の割合	9.8% (102 / 1036)	—	—
(5) 感染経路不明率	58.6% (607 / 1036)	50%以上	50%以上
(6) PCR陽性率	5.18% (7月5日 時点)	5%以上	10%以上
2 医療提供体制の負荷			
(1) 病床のひっ迫具合(病床全体) 現時点の確保病床数の占有率	29.8% (380 / 1275)	20%以上	50%以上
(2) 入院率 (入院者数/療養者数) (注2)	31.2% (380 / 1218)	40%以下	25%以下
(3) 病床のひっ迫具合(うち重症者用病床) 現時点の確保病床数の占有率	15.8% (16 / 101)	20%以上	50%以上
(4) 療養者数 人口10万人当たりの全療養者数	19.46人	20人/10万人 以上	30人/10万人 以上
(5) ホテル稼働率 現時点の確保部屋数の占有率	37.0% (374 / 1012)	—	—

注1) 1(1)(2)(4)、2(5)以外は政府の指標

注2) 2(2) 本県は、新規感染者の入院等に支障が生じていないため、この指標は適用除外

注3) 2(4) 療養者数は、入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数

千葉県感染症状況等の推移 [7月8日時点]

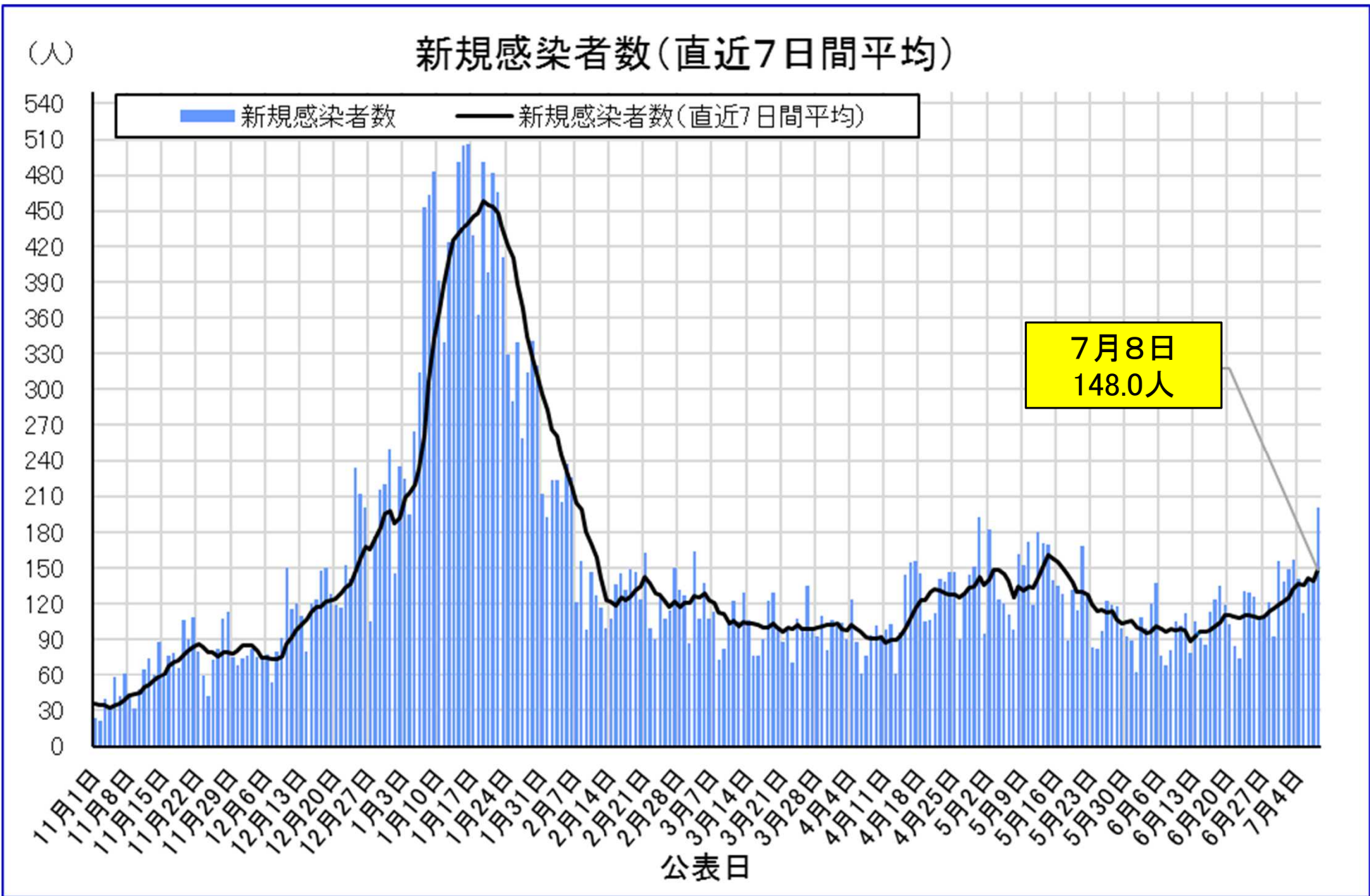
項目	5/6	5/13	5/20	5/27	6/3	6/10	6/17	6/24	7/1	7/8
新規感染者数 (直近7日間平均)	139.0	150.7	129.6	114.3	95.9	98.6	101.4	110.9	121.4	148.0
直近1週間と先週1週間の比較	1.03	1.09	0.86	0.88	0.84	1.03	1.03	1.09	1.10	1.22
新規感染者数 (直近7日間合計 10万人当たり)	15.55	16.86	14.49	12.78	10.72	11.02	11.34	12.40	13.58	16.55
直近1週間の新規感染者数に占める 60歳以上の割合	18.2%	17.4%	17.5%	14.5%	11.5%	13.5%	12.3%	12.4%	10.6%	9.8%
感染経路不明率	54.1%	58.5%	53.3%	58.9%	57.5%	56.8%	57.6%	55.7%	56.8%	58.6%
PCR陽性率	6.52%	4.99%	5.21%	3.76%	4.08%	4.46%	3.99%	5.10%	3.76%	5.18%
	(5/3時点)	(5/10時点)	(5/17時点)	(5/24時点)	(5/31時点)	(6/7時点)	(6/14時点)	(6/21時点)	(6/28時点)	(7/5時点)
病床のひっ迫具合 (病床全体) 現時点の確保病床数の占有率	30.5%	32.6%	32.5%	27.1%	23.2%	27.3%	24.6%	26.3%	29.7%	29.8%
病床のひっ迫具合 (うち重症者用病床) 現時点の確保病床数の占有率	18.5%	21.3%	25.5%	22.3%	19.1%	18.8%	19.8%	18.8%	17.8%	15.8%
療養者数 (人口10万人当たりの全療養者数)	21.55	22.61	20.61	16.92	14.49	15.16	14.68	15.61	17.21	19.46
ホテル稼働率 現時点の確保部屋数の占有率	32.3%	35.8%	34.7%	31.0%	25.1%	23.9%	22.3%	26.6%	29.2%	37.0%

政府のステージⅢの指標

政府のステージⅣの指標

新規感染者数（直近7日間平均）

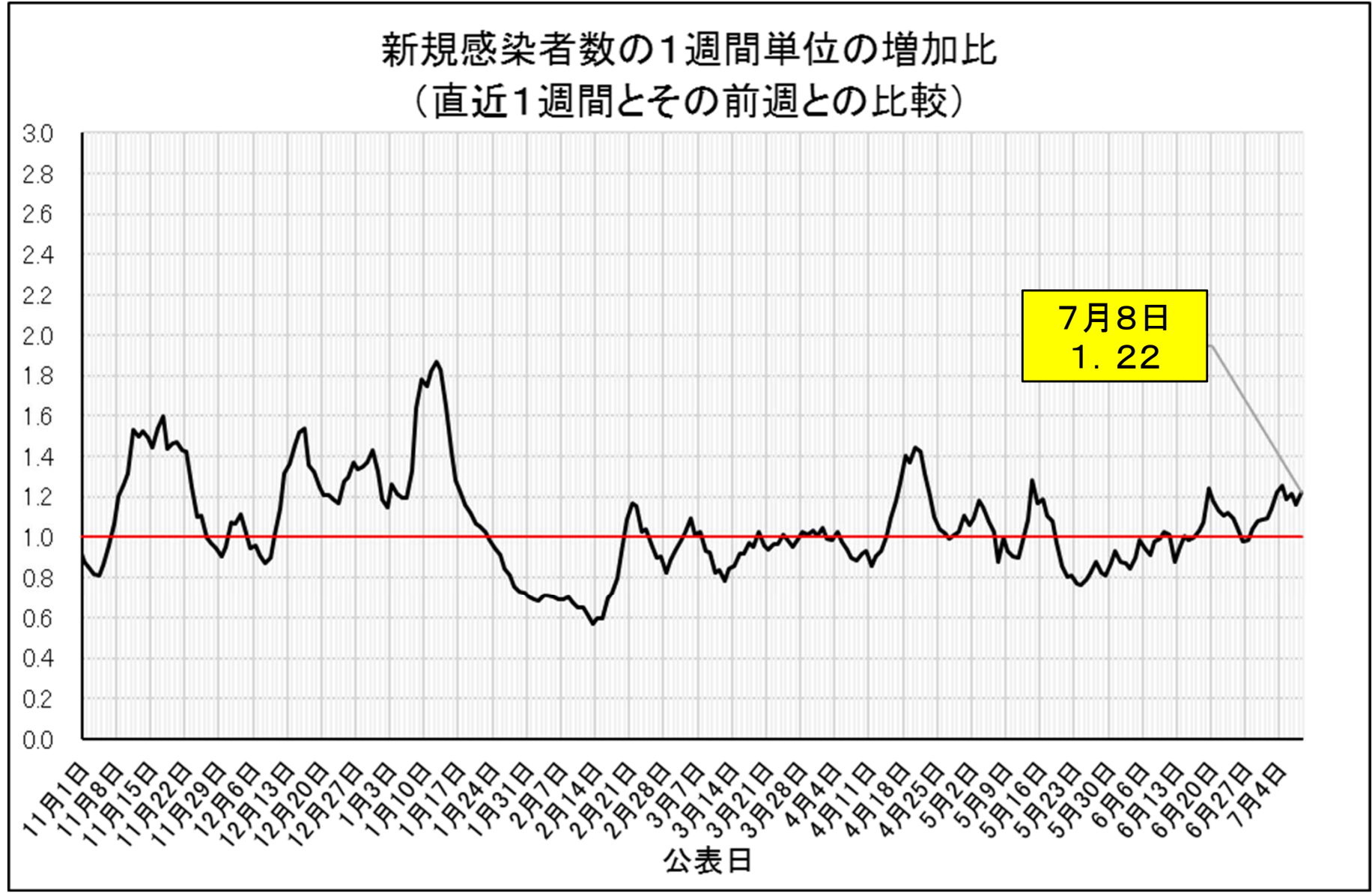
○ 新規感染者数(直近7日間平均)は、令和3年5月中旬以降、減少傾向となったが、6月後半は100人を超える水準で推移しており、7月8日時点では148.0人となっている。



新規感染者数の1週間単位の増加比 (直近1週間とその前週との比較)

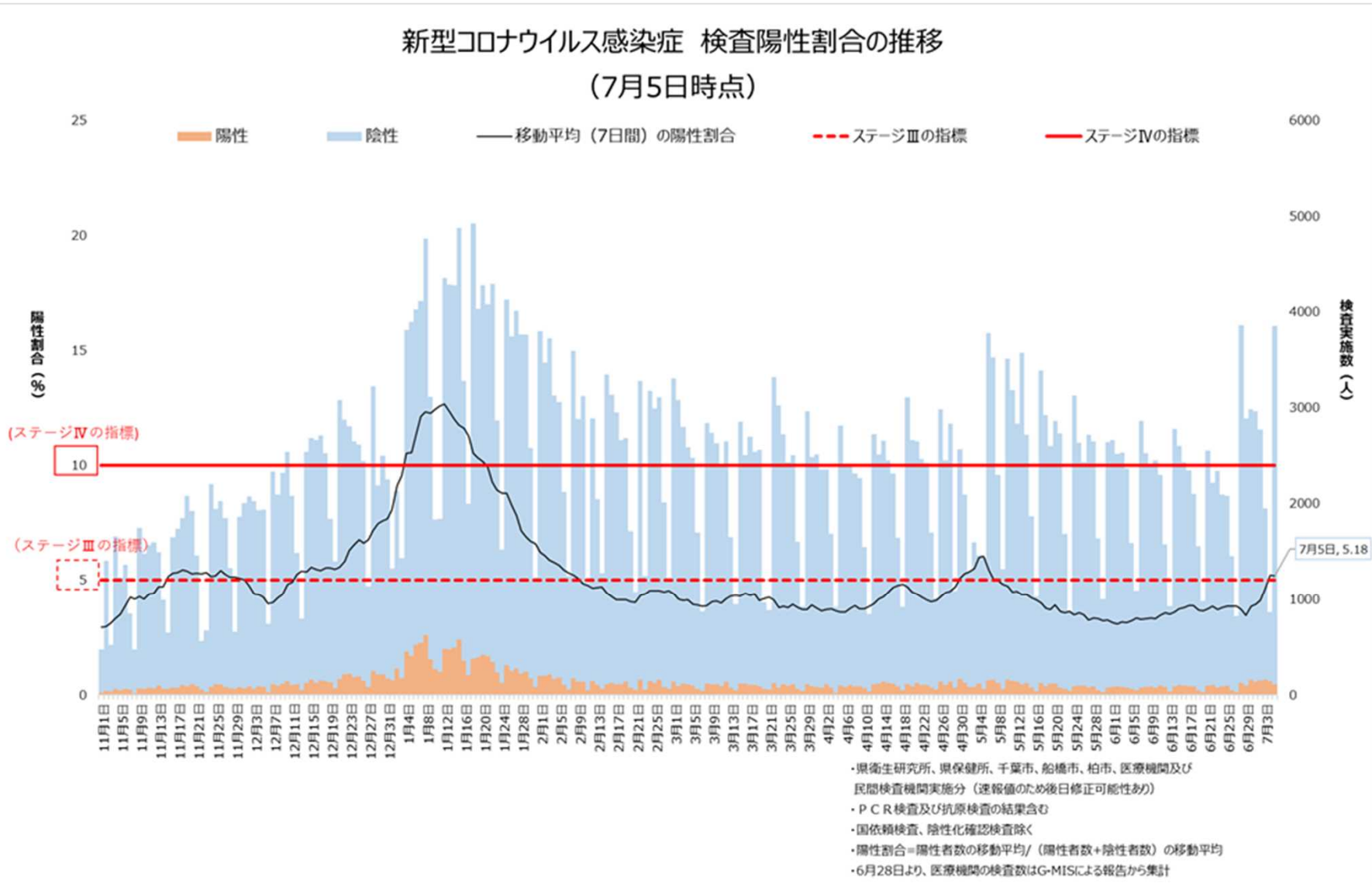
○ 新規感染者数の1週間単位の増加比は、令和3年5月下旬から増加し、7月8日現在は 1.22 となっている。

(※1未満の場合は前週よりも減少、2の場合は前週より倍増)



PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）

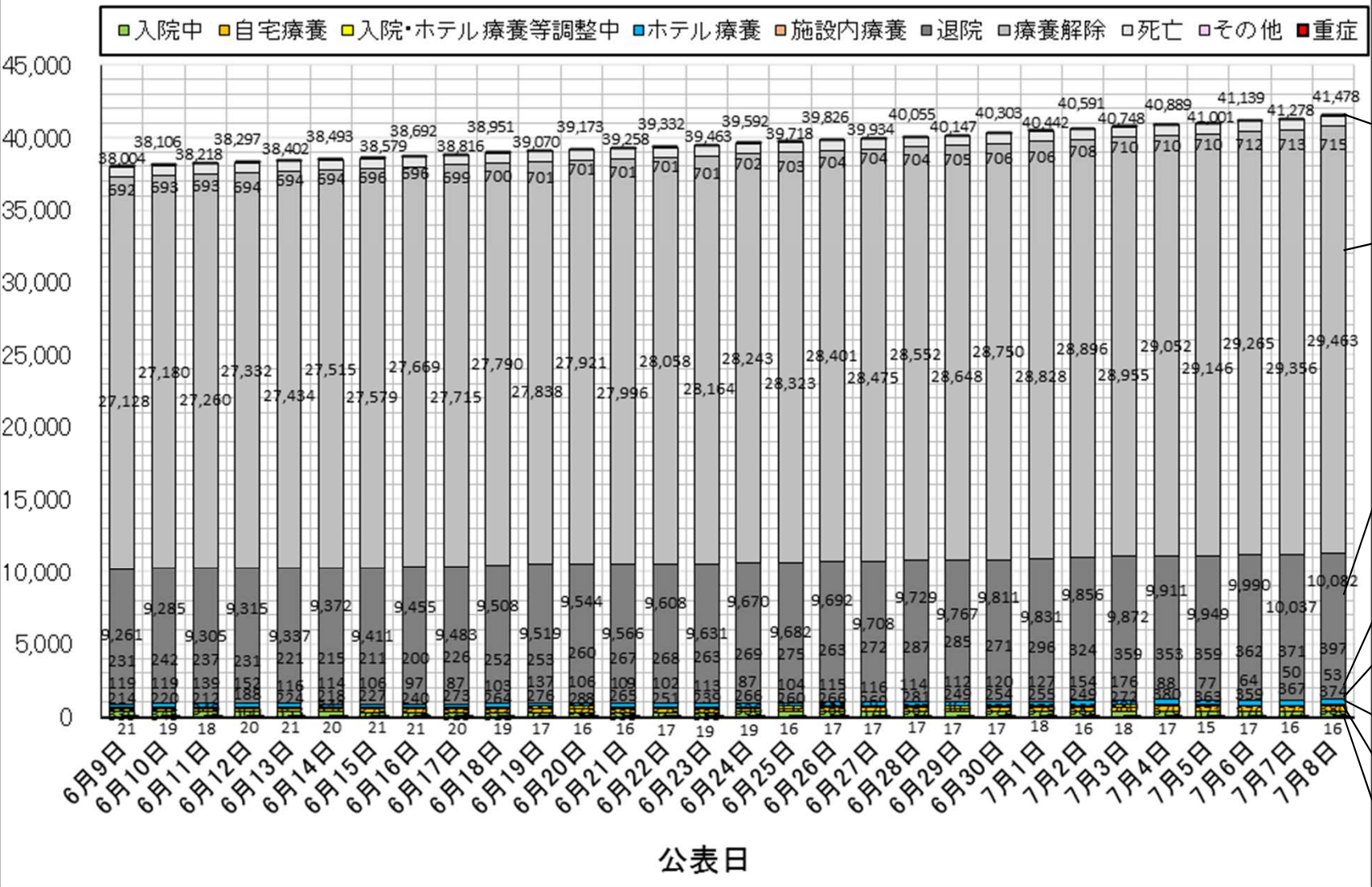
○ PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）は、5月上旬から減少傾向であったが、6月以降徐々に増加し、直近1週間の平均は5.18%となっている。



期間	陽性割合
5/11 ～5/17	3.99%
5/18 ～5/24	3.46%
5/25 ～5/31	3.24%
6/1 ～6/7	3.29%
6/8 ～6/14	3.59%
6/15 ～6/21	3.73%
6/22 ～6/28	3.70%
6/29 ～7/5	5.18%

感染者の状況別内訳

新型コロナウイルス感染者数の推移(累積、公表日別)



累積感染者数
41,478名
(7月8日公表時点)

死亡 715名

療養解除 29,463名

退院 10,082名

療養が必要な方: 1,218名

ホテル療養	374名
入院・ホテル療養調整中	53名
自宅療養	397名
入院中(うち重症)	380名(16名)
その他(県内発生届で県外療養中等)	14名

新規感染者の公表数（令和3年5月31日～）

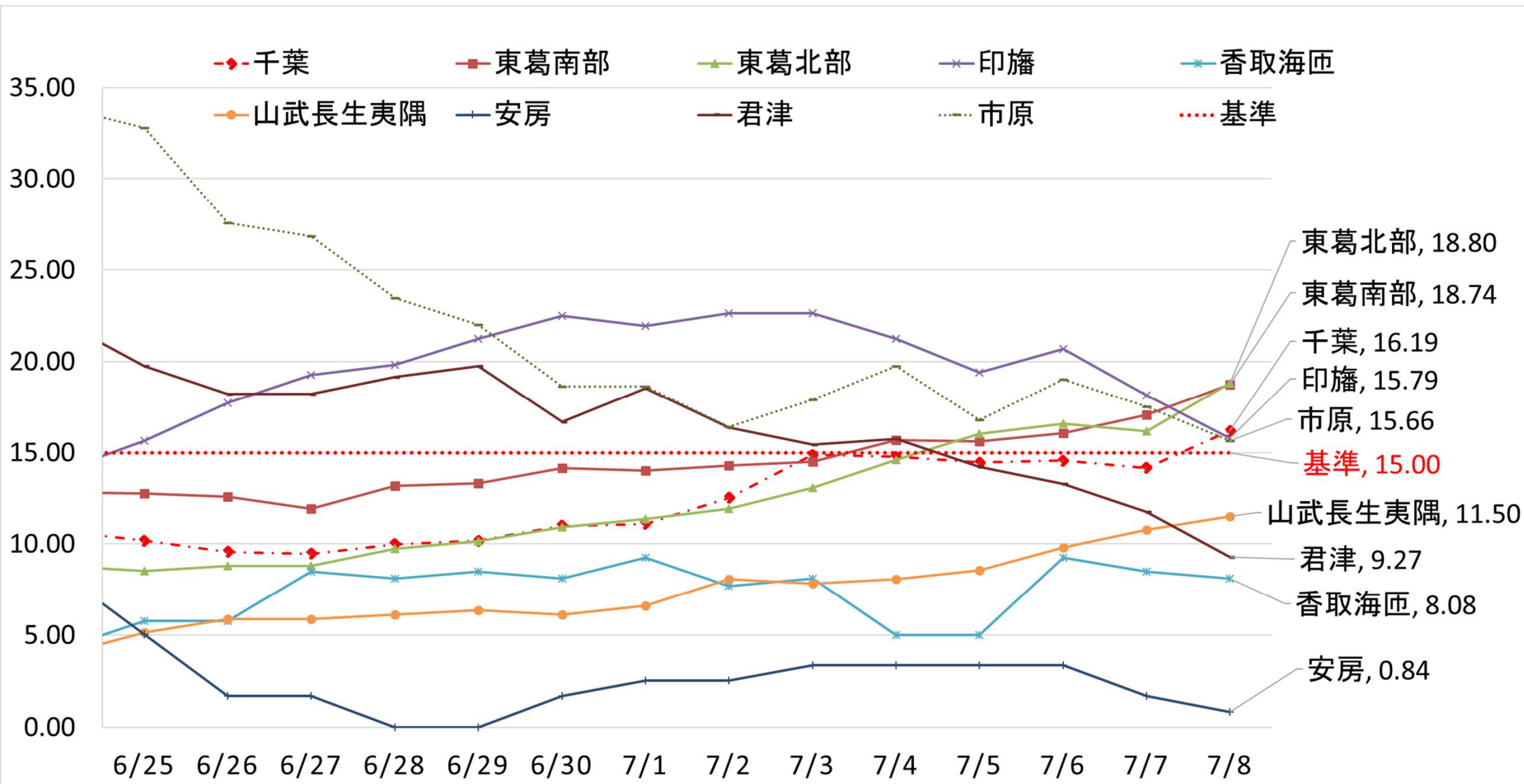
6月

7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
68名 (672名)	81名 (690名)	105名 (686名)	102名 (689名)	112名 (681名)	79名 (623名)	105名 (652名)
[0.91]	[0.98]	[0.99]	[1.03]	[1.01]	[0.88]	[0.94]
14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日
91名 (675名)	86名 (680名)	113名 (688名)	124名 (710名)	135名 (733名)	119名 (773名)	103名 (771名)
[1.00]	[0.99]	[1.00]	[1.03]	[1.08]	[1.24]	[1.18]
21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日
85名 (765名)	74名 (753名)	131名 (771名)	129名 (776名)	126名 (767名)	108名 (756名)	108名 (761名)
[1.13]	[1.11]	[1.12]	[1.09]	[1.05]	[0.98]	[0.99]

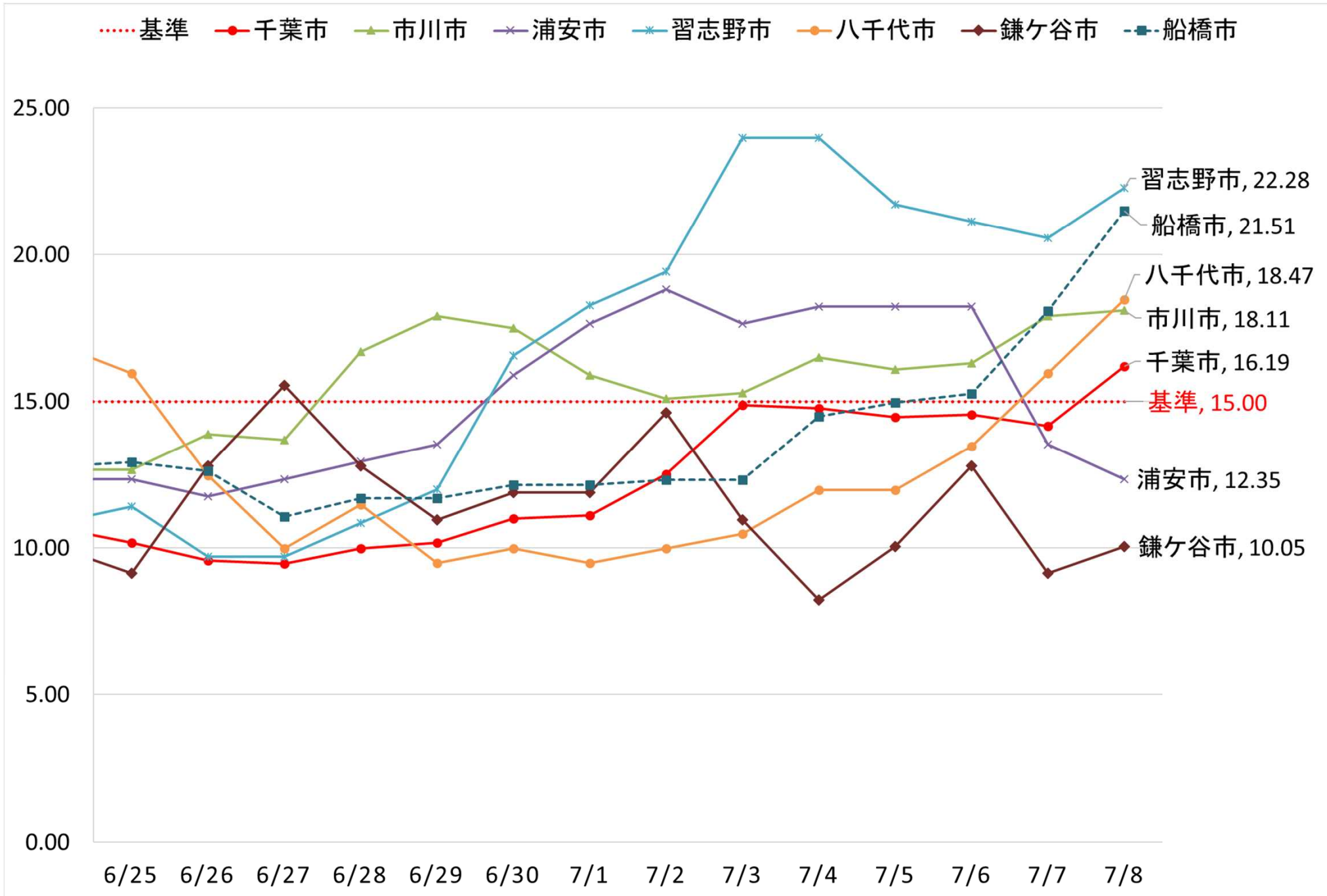
7月

28日	29日	30日	1日	2日	3日	4日
121名 (797名)	92名 (815名)	156名 (840名)	139名 (850名)	149名 (873名)	157名 (922名)	141名 (955名)
[1.04]	[1.08]	[1.09]	[1.10]	[1.14]	[1.22]	[1.25]
5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
112名 (946名)	138名 (992名)	139名 (975名)	200名 (1036名)			
[1.19]	[1.22]	[1.16]	[1.22]			

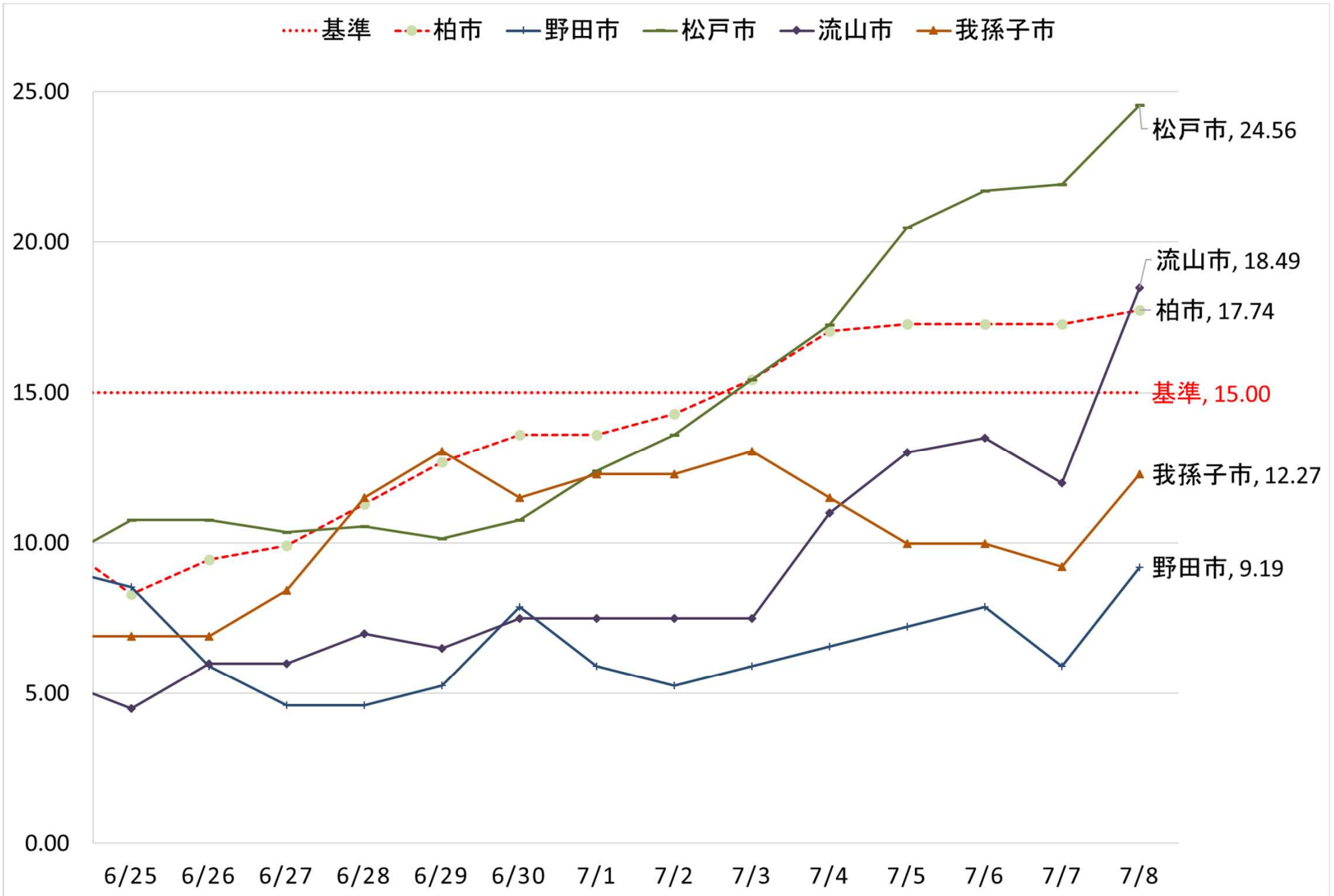
2次医療圏別 1週間当たり人口10万人当たり新規感染者数



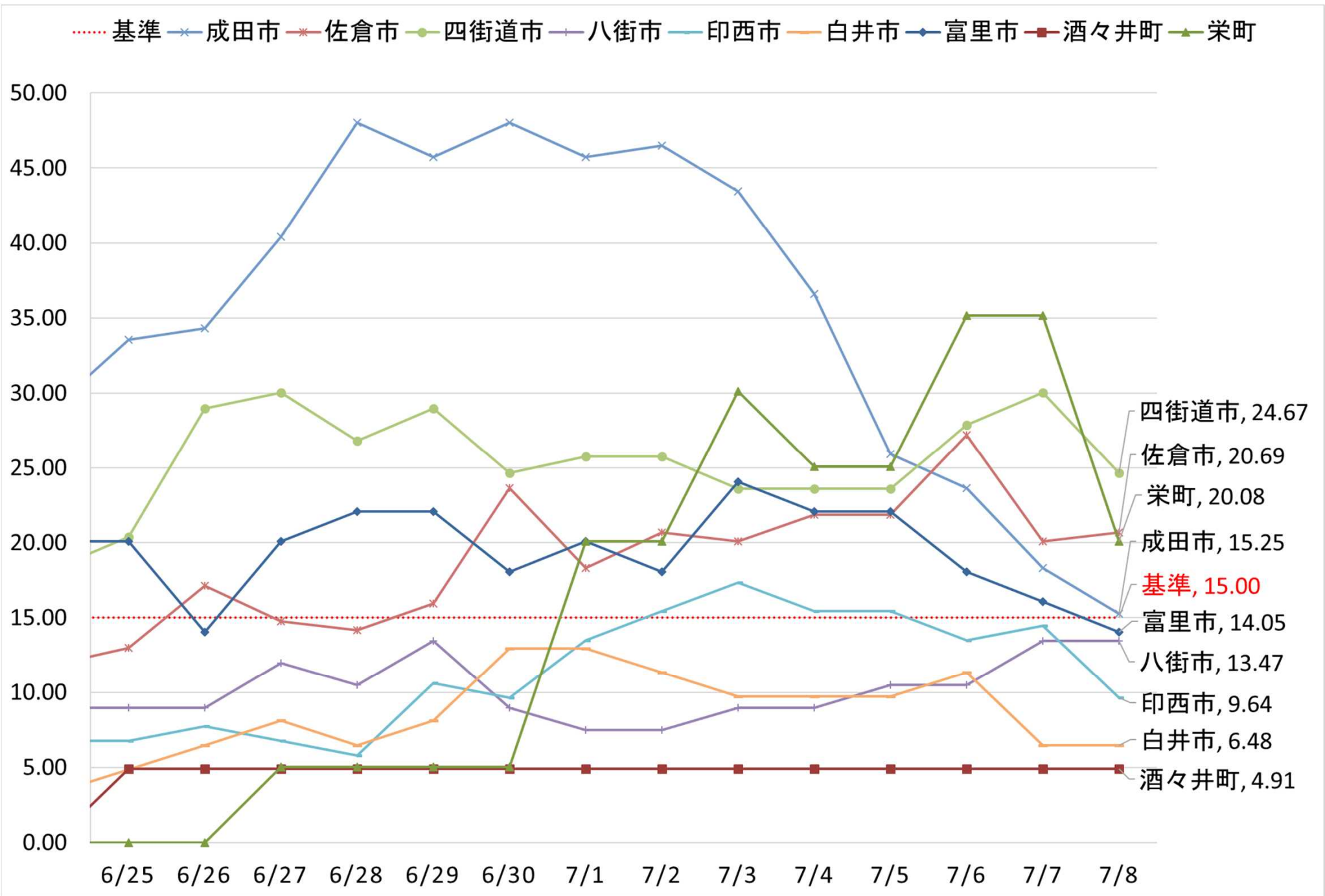
市町村別1週間あたり人口10万人あたり新規感染者数（千葉、東葛南部）



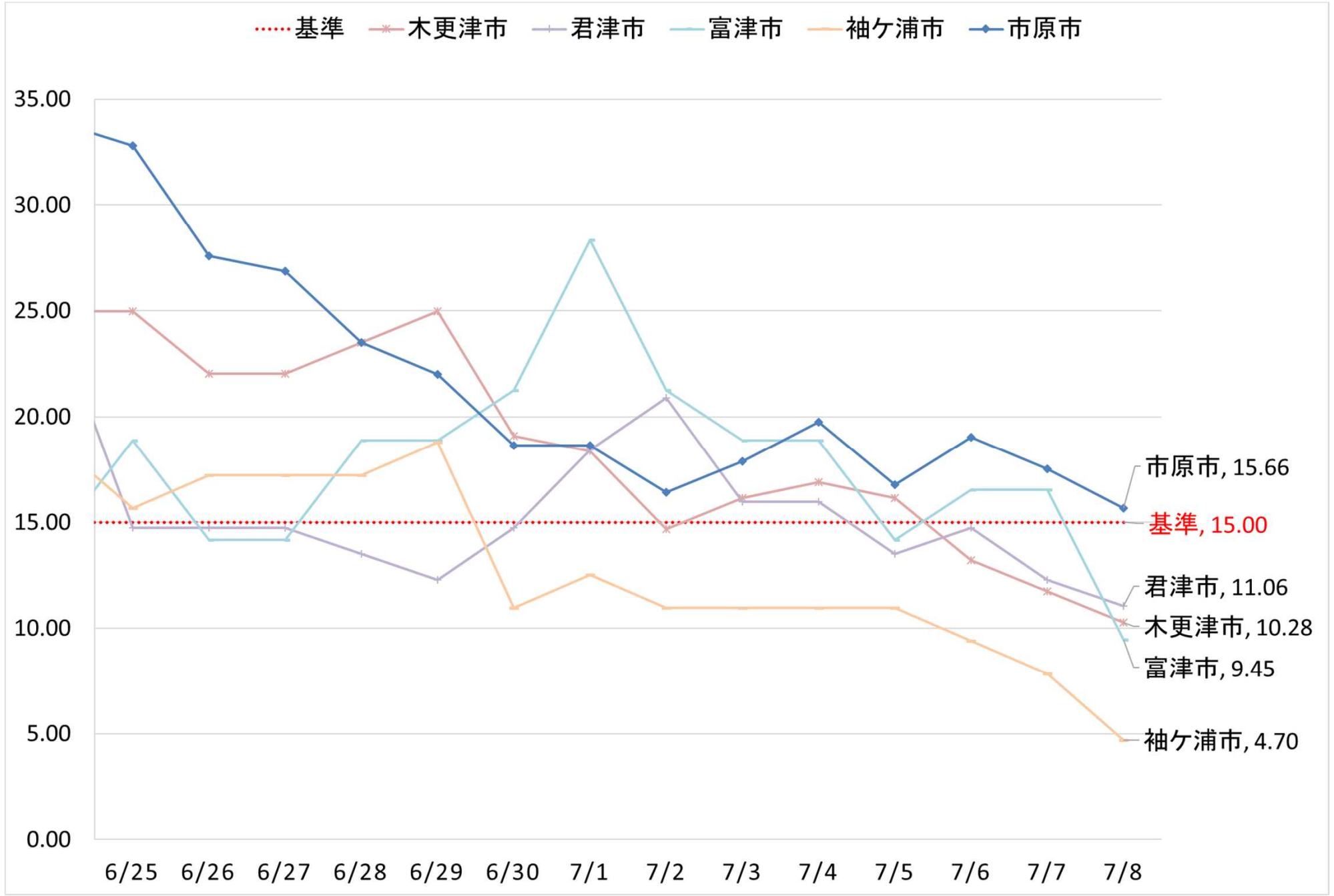
市町村別1週間あたり人口10万人あたり新規感染者数（東葛北部）



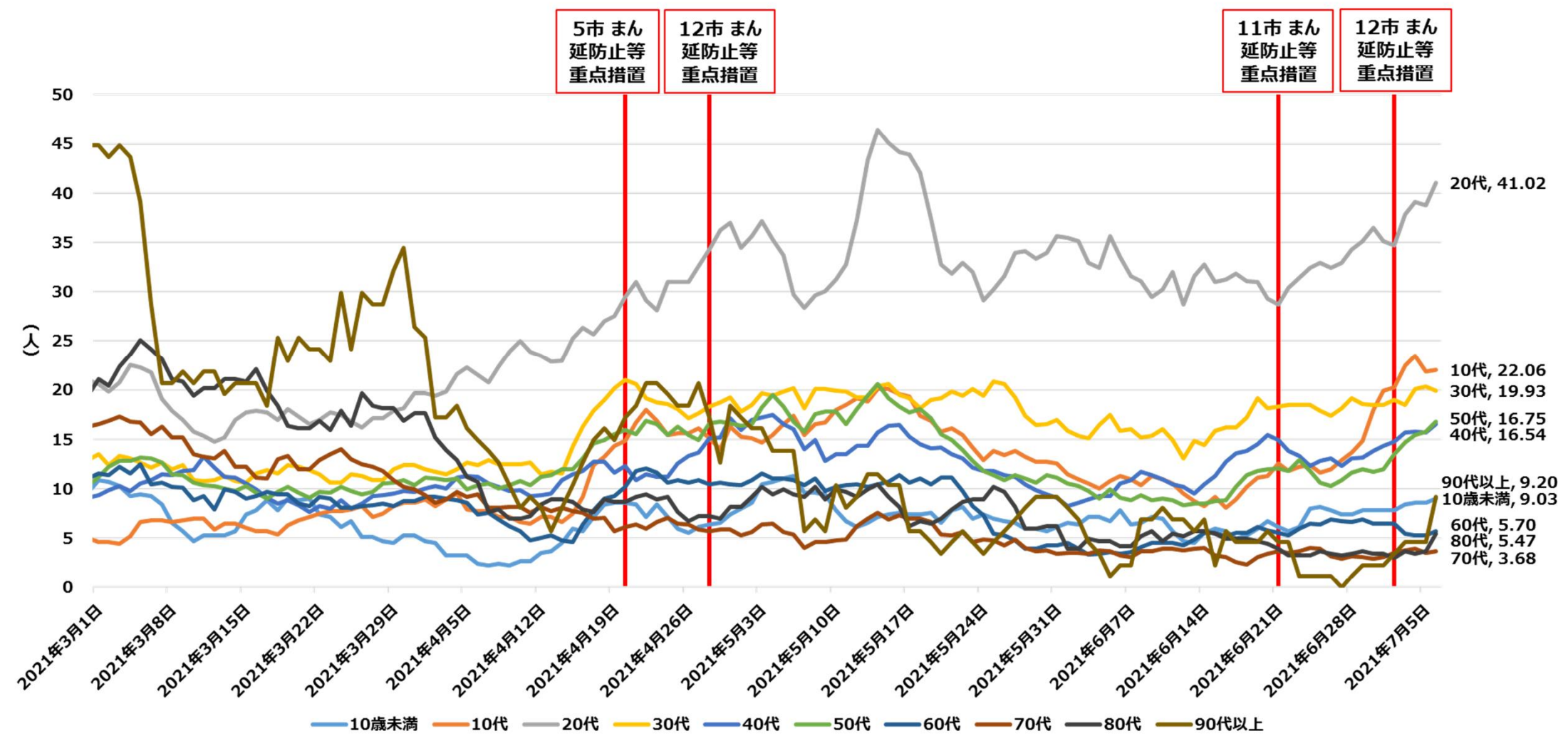
市町村別1週間あたり人口10万人あたり新規感染者数（印旛）



市町村別1週間あたり人口10万人あたり新規感染者数（市原・君津）



人口10万人あたり 年代別 新規感染者数推移



〈公表日ベース 7日間合計値 人口は令和2年4月1日（千葉県年齢別・町丁字別人口） 7月6日発表分まで〉

まん延防止等重点措置について

令和3年7月9日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 重点措置を実施する期間

7月12日（月）から8月22日（日）

2 要請内容等について

変更なし

3 まん延防止等重点措置区域について

【現在のまん延防止等重点措置区域（12市）】

千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、成田市、習志野市、市原市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市

【変更後のまん延防止等重点措置区域（9市）】

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、浦安市

※ 木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市を除外し、柏市を追加

4 注意深く見ていく区域（警戒区域）について

今回は措置区域とはしないが、状況に応じて速やかに措置区域への追加を検討すべき区域として、次の区域については、感染状況、病床稼働率の状況等を、より一層注意深くモニタリングしていく。

○ 措置区域以外の東葛地域（流山市、野田市、我孫子市、鎌ヶ谷市、八千代市）

東京都と隣接しており、地理的・社会的に影響を強く受けることから、面的に注意深く見ていく必要がある。今後、新規感染者、病床稼働率の状況等を踏まえて、早期に措置区域への追加について判断することとする。

○ 印旛地域の一部（四街道市、佐倉市など）

東葛地域及び千葉地域に隣接しており、新規感染者数が高い状況にあるものの、感染経路不明率が比較的低いなどのため、今回は措置区域としないが、注意深く見ていく。

令和3年7月9日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について

令和3年7月8日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、本県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を8月22日まで延長するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、県における対策の内容を、以下のとおりとします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

1 基本的対処方針の概要 《変更なし》

- これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。
- 重点措置区域においては、都道府県が定める期間、区域等において、飲食を伴うものなど感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面等に効果的な対策を徹底する。

2 県における基本的な考え方 《区域の変更》

- ① 国の基本的対処方針に沿った措置を行う。
- ② 対策の緩和については段階的に行い、必要な対策を継続する。
- ③ 感染リスクの高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。
- ④ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、浦安市をまん延防止等重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）とする。
なお、感染状況等を踏まえ、措置区域の見直しの検討を行うこととする。
- ⑤ 県一丸となって感染防止対策に取り組むこととする。

3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

期間：令和3年7月12日（月）から8月22日（日）まで 《区域の変更、期間の延長》

(1) 県民の皆様へ

① 県内全域【第24条第9項】

○ 不要不急の外出自粛を徹底 ～都道府県間の移動は極力控える～

お盆、長期休暇中にあっても、不要不急の外出・移動は自粛してください。

特に、感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動、緊急事態措置区域との往来は、極力控えてください。

混雑している場所や時間を避けて行動してください。

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、外出の自粛要請の対象外とします。

買い物に出かける人数を最小限に絞るとともに、混雑時を避け、店舗の入場整理に従ってください。

県外において外出・移動自粛の要請がなされている地域への移動は、移動先自治体からの要請内容を確認し慎重に対応してください。

○ 基本的な感染対策を徹底 ～会話するときはマスクを着用～

「3つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いやアルコール消毒などの手指衛生」等の基本的な感染対策を行ってください。

また、「10のポイント」「新しい生活様式の実践例」「感染リスクが高まる「5つの場面」」を参考に、感染対策を徹底してください。

※ 上記の資料については、千葉県ホームページに掲載しています。

「10のポイント」

URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01_10points.pdf

「新しい生活様式の実践例」

URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02_new_life_style.pdf

「感染リスクが高まる「5つの場面」」

URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/03_5scenes.pdf

○ 飲食時の注意 ～昼夜や場所を問わず黙食・少人数で～

飲食時は黙って食べましょう。

会話をする際は、必ずマスクを着用するようお願いします。

同居家族以外ではいつも近くにいる人と、少人数でお願いします。

飲食店を利用する際は、お店から求められる感染防止策に協力してください。

感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は厳に控えてください。

換気が良く、座席間の距離が確保されているか、又は適切な大きさの亚克力板等が設置され、混雑していない店を選び、食事は短時間で、深酒をしないようお願いします。

路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は自粛してください。

お祭り等では、食べ歩きを控えていただき、持ち帰りを推奨してください。

自宅等で同居家族以外の方が集まって飲酒をするいわゆる「宅飲み」は控えてください。また、飲酒を伴わないホームパーティ等もお控えください。

○ カラオケの利用の際の注意 ～飲食を主としている店舗では利用自粛～

カラオケが設置されているお店の利用にあたっては、感染防止対策の徹底を確認し、歌唱中のマスク等の着用、マイクの都度の消毒など、対策の徹底をお願いします。

また、適切な換気等、お店から求められる感染防止策に協力してください。

なお、飲食を主として業としている店舗においては、カラオケを行う設備の提供の自粛をお願いすることから、カラオケの利用は自粛してください。

② 措置区域（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、浦安市）

○ 営業時間短縮を要請した時間以降の飲食店への出入りの自粛 【第31条の6第2項】

措置区域においては、飲食店の営業時間を20時まで短縮するよう要請しますので、20時以降にそれらの店舗へみだりに出入りをしないよう御協力をお願いします。

○ 飲酒時の注意 【第24条第9項】

飲食店等で飲酒をする際は、入店から退店までの時間を90分以内にしてください。

1グループは2人までにしてください。

(2) イベント主催者及び開催する施設の管理者の皆様へ（県内全域）【第24条第9項】

【留意事項】

○ イベント参加者に対して、感染防止対策の徹底や、イベント前後の飲食を控えることを呼び掛けるなど、開催前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底してください。

○ 催物開催にあたっては、業種別ガイドラインの徹底や、催物前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策の徹底ができない場合には、開催について慎重に判断してください。

○ 参加者が1,000人を超えるようなイベント等を開催しようとする場合には、事前に県に相談をお願いします。例えば、大規模集客施設・商業施設等において行われる

オープニングセレモニーその他の集客活動についても、イベントと同様に相談をお願いします。

※ 事前相談についての詳細については、千葉県ホームページの「大規模なイベントの開催に関する事前相談」を御確認ください。

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-soudan-2.html>

【開催制限の目安等】

○ 令和3年7月12日（月）から8月22日（日）まで

※ 今後の感染状況等を踏まえ、期間及び要請内容を変更する場合があります。

収容率：100%以内（大声なし^{※1}）又は50%以内（大声あり^{※2}）

上限人数：5,000人以下^{※3}

開催時間：21時まで（ただし、無観客で開催される催物等を除く）

○ 令和3年8月23日（月）以降

感染状況等を踏まえ、改めて判断しますが、下記にご留意ください。

※ 参考（内容は変更となる場合があります。）

8月23日以降、まん延防止等重点措置が解除（経過措置へ移行）された場合は、約1か月間程度、以下の取扱いとする見込みです。この目安を超える販売は慎重に判断してください。

収容率：100%（大声なし^{※1}）又は50%（大声あり^{※2}）

人数上限：「5,000人又は収容定員の50%以内のいずれか大きい方」又は「10,000人」のいずれか小さい方

※1 大声での歓声、声援等が想定されない催物の判断については、実態に照らして、個別具体的に判断されます。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能です。

※2 大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限定。）内では座席等の間隔を設ける必要はなく、50%を超える場合があります。

（「同一グループ（5名以内に限定。）内では座席等の間隔を設ける必要はない」としているのは、家族等の日頃行動を共にするグループ内であれば、催物中間隔を空けずに着席しても、感染リスクは大幅には増加しない（日頃の行動における感染リスクと比べれば捨象しうる）と考えられるためです。）

※3 上記の上限人数の基準は、令和3年6月20日までに販売された入場券等、及び8月12日までに開催されるイベントの入場券等であって、6月18日に示された目安を超えない範囲で販売された入場券等には目安を適用しないこととし、7月12日以降に、新規で販売される入場券等に適用します。

※ 上記以外の条件の詳細については、千葉県ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください。

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html>

(3) 事業者の皆様へ

① 県内全域の事業者等の皆様へ

【特措法第24条第9項に基づく要請】

- 職場への出勤について、事業者に対して職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底してください。
- 特に、緊急事態措置区域等への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努めてください。
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進してください。
- 職場においては、感染防止のための取組（マスクの着用、手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、ドアノブ・スイッチ等の複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）や、「3つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、化粧室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう、周知してください。
- 飲食につながる会合は、自粛してください。
- 職場や店舗等において、「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドライン^{*}が策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。
- 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
- 取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、県民にわかりやすく公表してください。

※業種別のガイドライン

（内閣官房ホームページ）<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

※「チーバくん」がデザインされた「感染拡大防止対策チェックリスト」

（千葉県ホームページ）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/ncovchecklist.html>

※「新型コロナウイルス感染症防止対策宣言～取組の5つのポイント～

（千葉県ホームページ）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/torikumi5point.pdf>

② 県内の「飲食店^{*1}」・「遊興施設^{*2}のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗」・「施設（飲食店を除く）^{*2~6}」の皆様へ

別表に記載した要請やお願いの内容に従ってご協力をお願いします。

※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。

食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

- ※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請等の対象から除きます。
- ※3 イベント関連施設：劇場、観覧場、演芸場、映画館、集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
- ※4 イベントを開催する場合がある施設：運動施設又は遊技場の一部（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど）
- ※5 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設：物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く）、運動施設又は遊技場の一部（マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど）、遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）、サービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く）
- ※6 上記以外の施設：幼稚園、学校、保育所、介護老人保健施設等、大学等、自動車教習所、学習塾等、図書館

県の協力要請に応じていただいた以下の事業者には協力金を支給します。

①県内の飲食店等

②「まん延防止等重点措置区域」内における床面積が1000㎡を超える大規模施設等

- ※ 原則として、全期間御協力いただいた事業者の方には協力金を支給します。（7月12日から御協力いただけなかった場合においても、7月16日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から8月22日までの日数分を支給します。）
- ※ 申請方法、必要書類については、別途、発表します。協力金の申請時に、チェックリストや営業時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類等を提出していただきますので、書類等の作成・保管をお願いします。
- ※ 飲食店の感染防止対策を徹底するため、見回りを行います。

4 その他の事項 《変更なし》

- ① 「GoToイート」について、食事券の新規発行の一時停止及び食事券・ポイントの利用を控える旨の呼びかけを継続します。（当面の間）
なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。
※ 食事券の利用期限は9月30日までとされています。
- ② 「ディスカバー千葉」宿泊者優待事業について、全ての宿泊優待券の利用停止を継続します。（当面の間）
なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。
また、全ての宿泊優待券の利用期限は令和3年9月30日チェックアウトまでです。

【問い合わせ先】

下記以外

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL 043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL 043-223-4318

飲食店の営業時間短縮に関する事

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL 043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL 043-223-4318

ただし、協力金の申請手続きに関する事

取材対応：商工労働部経済政策課 TEL 043-223-2709

一般問い合わせ（専用コールセンター）（飲食店） TEL 0570-003-894

（大規模施設等） TEL 0120-297-107

ただし、飲食店の見回りに関する事

商工労働部経営支援課 TEL 043-223-3496

Go To イートに関する事（5①関係）

取材対応：商工労働部経営支援課 TEL 043-223-2790

一般問い合わせ（Go To イート千葉県事務局） TEL 0570-052-120

ディスカバー千葉に関する事（5②関係）

取材対応：商工労働部観光誘致促進課 TEL 043-223-2484

一般問い合わせ（一般コールセンター） TEL 0570-054-389

事業者の皆様への要請及びお願い (3(3)②関係)

該当する事業者の皆様にあつては、3(3)①のほか、以下の内容についてご協力をお願いします。

根拠法令

法：新型インフルエンザ等対策特別措置法

施行令：新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

施設の種別 (国の通知による区分)	措置区域 (千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、浦安市)		措置区域 (千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、浦安市、) 以外の区域
<p>「飲食店※¹」・「遊興施設※²のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗</p>	<p>法31条の6①</p> <ul style="list-style-type: none"> 「20時から5時」は営業しない 飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の利用は自粛 下表1の感染防止対策の徹底 酒類の提供 (利用者による酒類の店内持ち込み含む) は行わないこと。ただし、以下の要件を満たした店舗において、11時から19時まで、酒類の提供を行うことができることとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 下表1の◎ (「換気の徹底」「座席の間隔の確保 (アクリル板等の設置)」「手指消毒の徹底」「食事中以外のマスク着用の推奨」) の遵守 ○ 1グループは2人まで ○ 酒類提供する場合は入店から退店まで90分以内 <p>※ 店舗入口及び店内に、「酒類を注文する場合は2人まで」「入店から退店までは90分以内」である旨を掲示するとともに、正当な理由がなく応じない方の入場禁止や、90分を超えた方には退場を促してください。</p> <p>法24条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> 店内での会話の音が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど工夫する 		<p>法24条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> 「21時から5時」は営業しない 酒類提供 (利用者による酒類の店内持ち込み含む) は「11時から20時まで」とする。 飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の利用は自粛 下表1の感染防止対策の徹底 店内での会話の音が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど工夫する
<p>施行令11条施設 (I) イベント関連施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> 劇場、観覧場、演芸場、映画館 集会場、公会堂 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る) <p>(II) イベントを開催する場合がある施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動施設又は遊技場の一部 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど 博物館、美術館など (図書館を除く) 	<p>1000㎡超え</p> <p>法24条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> 「20時から5時」は営業しない (ただし、イベントの開催の場合は21時まで可) <p>※ 映画館については、上映時間を含め21時までの営業時間とする</p> <ul style="list-style-type: none"> 人数制限は、5000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあつては、収容定員の50%以内 下表1の感染防止対策の徹底 酒類提供 (利用者による酒類の店内持ち込み含む) する場合は飲食店の取り扱いによる <p>お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> 人数管理・人数制限等の入場整理 (下表2参照) 	<p>1000㎡以下</p> <p>お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> 「20時から5時」は営業しない (ただし、イベントの開催の場合は21時まで可) <p>※ 映画館については、上映時間を含め21時までの営業時間とする</p> <ul style="list-style-type: none"> 人数制限は、5000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあつては、収容定員の50%以内 下表1の感染防止対策の徹底 酒類提供 (利用者による酒類の店内持ち込み含む) する場合は飲食店の取り扱いによる 人数管理・人数制限等の入場整理 (下表2参照) 	<p>お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> 「21時から5時」は営業しない 酒類提供 (利用者による酒類の店内持ち込み含む) は「11時から20時まで」とする。 人数制限は、5000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあつては、収容定員の50%以内 下表1の感染防止対策の徹底 人数管理・人数制限等の入場整理 (下表2参照)
<p>施行令11条施設 (III) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 物品販売業を営む店舗 (食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く)、 運動施設又は遊技場の一部 マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど 遊興施設 (食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く) サービス業を営む店舗 (生活必需サービスを除く) 	<p>法24条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> 「20時から5時」は営業しない 下表1の感染防止対策の徹底 酒類提供 (利用者による酒類の店内持ち込み含む) する場合は飲食店の取り扱いによる <p>お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> 人数管理・人数制限等の入場整理 (下表2参照) 	<p>お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> 「20時から5時」は営業しない 下表1の感染防止対策の徹底 酒類提供 (利用者による酒類の店内持ち込み含む) する場合は飲食店の取り扱いによる 人数管理・人数制限等の入場整理 (下表2参照) 	<p>お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> 「21時から5時」は営業しない 酒類提供 (利用者による酒類の店内持ち込み含む) は「11時から20時まで」とする。 下表1の感染防止対策の徹底 人数管理・人数制限等の入場整理 (下表2参照)

施設の種別（国の通知による区分）	県内全域
上記以外の施行令 11 条施設 （Ⅰ）幼稚園、学校、保育所、介護老人保健施設等、大学等、自動車教習所、学習塾等	お願い 感染防止策の徹底、感染リスクの高い活動等を控えること
上記以外の施行令 11 条施設 （Ⅱ）図書館	お願い 感染防止策の徹底、入場者の整理等

※ 上記のほか、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底等、「3（3）事業者の皆様へ①」に記載されている事項を徹底してください。また、入場整理等の実施状況についてホームページ等を通じて広く周知するようお願いいたします。

※ 施行令 11 条施設（Ⅰ）イベント関連施設等、（Ⅱ）イベントを開催する場合がある施設で開催されるイベントについて、無観客で開催される場合は、営業時間の短縮要請の対象外とします。

※ 1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※ 2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業自粛要請の対象から除きます。

下表 1 感染防止対策について（◎については、酒類提供の必須条件です。）

<p>◎ 徹底した換気を行ってください。</p> <p>※ 例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（1000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあります。</p> <p>※ 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。</p> <p>◎ 飲食をする場においては、全ての座席について「同一グループ内の人と人との間隔」及び「他のグループとのテーブル間の距離」を一定以上（目安1～2m）確保してください。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）を設置するなどの工夫をしてください。</p> <p>※ 遮蔽板（アクリル板等）の設置：同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置。遮蔽板（アクリル板等）の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安としてください。</p> <p>◎ 店舗入口や手洗い場所、席の近く等に、手指消毒用の消毒液を用意してください。また、従業員は来店者の入店時に、消毒液を使用するよう呼びかけをお願いします。</p> <p>◎ 店舗入口及び店内に、「食事中以外のマスクの着用をお願いします」旨を掲示又は呼びかけを行ってください。</p> <p>○ マスク着用のお願いについて、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。</p> <p>○ 店舗入口及び店内に、「発熱や咳などの異常が認められる場合は入場をお断りさせていただく」旨を掲示するとともに、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。</p> <p>○ 人と人が対面する場において、アクリル板など、会話により飛散する飛沫を遮ることができる板等を設置するか、相互の適切な距離を確保してください。</p> <p>○ 従業員へ、保健所から行政検査を受けるよう指導等があった場合には、受検することを促していただくようお願いいたします。</p> <p>○ 入場者が密集しないよう、入場者の整理及び誘導（人数管理・人数制限を含まない。）をお願いします。</p> <p>○ 事業所の消毒をお願いします。</p>
--

※ 措置区域で酒類を提供する場合、協力金の申請要件として、「アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）」「手指消毒の徹底」「食事中以外のマスク着用の推奨」「換気の徹底」の4項目について、チェックリストを作成し保管をお願いします。チェックリストは千葉県ホームページに掲載しています。

下表 2 人数管理・人数制限等の例示

<p>○ 施設全体での措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う ・ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う <p>○ 売場別の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前の Web 登録等により人数管理を行う ・ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う ・ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する
--

案

県有施設の利用制限について

令和3年7月9日
総務部

令和3年7月9日に開催された千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議での議論を経て決定された、本県の「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について」を踏まえ、県有施設の利用制限を実施します。

1 利用制限を実施する施設

(1) 重点措置区域内（20施設）

千葉県文化会館、幕張メッセ国際展示場、柏の葉公園 など

(2) 重点措置区域外（14施設）

南総文化ホール、福祉ふれあいプラザ、房総のむら など

2 利用制限に変更があった施設

(1) 利用時間が20時等に変更

東葛テクノプラザ、柏の葉公園（会議室等の利用時間は20時まで）、
さわやかちば県民プラザ（施設全体の利用時間は17時まで）

(2) 利用時間が21時までに変更

かずさアカデミアホール（会議室）、富津公園（時間制限の解除）

3 利用制限の期間

令和3年7月12日（月）から令和3年8月22日（日）まで

※ 各施設の利用制限の内容は、別添のとおりです。

なお、今後の感染状況によって、変更する場合があります。

担当：総務部 行政改革推進課
電話：043-223-2046

令和3年7月12日から8月22日までの県有施設の利用制限について

1 措置区域内

(千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、浦安市)

※成田市、市原市、浦安市には、利用制限を行う県有施設はありません。

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
1	千葉市	図書館	千葉県文書館	①ビデオ視聴室は閉鎖 ②なし	総務部	政策法務課 043-223-2152
2	千葉市	その他	千葉県男女共同参画センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～20時) ・会議室の収容人数50%以下 ②なし	総合企画部	男女共同参画課 043-223-2379
3	千葉市	運動施設	千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～20時) ②なし	健康福祉部	障害者福祉推進課 043-223-2340
4	千葉市	文化会館等	千葉県文化会館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) ※イベント開催時以外は、20時まで (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
5	千葉市	文化会館等	青葉の森公園芸術文化ホール	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) ※イベント開催時以外は、20時まで (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
6	千葉市	展示場	幕張メッセ国際展示場 (日本コンベンションセンター国際展示場)	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) ※イベント開催時以外は、20時まで (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	商工労働部	経済政策課 043-223-2733
7	千葉市	図書館	千葉県立中央図書館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・入館人数 ・滞在時間 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4070
8	千葉市	その他	千葉県総合教育センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・研修参加人数 ②なし	教育庁	学習指導課 043-223-4052

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
9	千葉市	美術館	千葉県立美術館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
10	千葉市	博物館	千葉県立中央博物館 本館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～16時30分→10時～16時30分) ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
11	千葉市	運動施設	千葉県総合スポーツ センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～19時) ・利用人数 ②なし	教育庁	体育課 043-223-4106
12	市川市	博物館	千葉県立現代産業科学館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・開館時間短縮 (9時～16時30分→9時～15時30分) ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
13	船橋市	その他	千葉県消費者センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・研修室及び研修ホールの入室人数 ②なし	環境生活部	くらし安全推進課 043-223-2292
14	松戸市	その他	千葉県西部防災センター	休館	防災危機管理部	防災政策課 043-223-2176
15	松戸市	図書館	千葉県立西部図書館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・入館人数 ・滞在時間 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4070
16	習志野市	運動施設	千葉県国際総合水泳場	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～19時30分) ・ジャグジー、採暖室、トレーニング室 ②なし	教育庁	体育課 043-223-4106
17	柏市	その他	千葉県東葛テクノプラザ	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・会議室の利用制限(～20時) ②施設収容人数の制限	商工労働部	産業振興課 043-223-2718

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
18	柏市	公園	千葉県立柏の葉公園	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・体育館、総合競技場、庭球場、茶室、トレーニング室、会議室の時間短縮(9時～21時→9時～20時) ②なし	県土整備部	公園緑地課 043-223-3930
19	柏市	文化会館等 /運動施設	さわやかちば県民プラザ	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮(9時～21時→9時～17時)(ただし、予約済は除く) ・利用人数 ・1部屋の貸出を1日1団体 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
20	柏市	宿泊施設	千葉県立手賀の丘青少年自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168

2 措置区域外

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
1	館山市	文化会館等	千葉県南総文化ホール	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時)(ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限(ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
2	木更津市	文化会館等	かずさアカデミアホール	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・会議室等の利用制限(～21時) ・入口の閉鎖(予約の無い日) ②施設収容人数の制限	商工労働部	企業立地課 043-223-2443
3	野田市	博物館	千葉県立関宿城博物館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
4	東金市	宿泊施設	千葉県立東金青少年自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
5	旭市	文化会館等	千葉県東総文化会館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時)(ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限(ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
6	旭市	図書館	千葉県立東部図書館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・入館人数 ・滞在時間 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4070
7	勝浦市	博物館	千葉県立中央博物館 分館海の博物館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
8	我孫子市	文化会館等 /運動施設	千葉県福祉ふれあいプラザ	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮(7月中) (9時～21時30分→9時～19時) (8月以降は未定) ②なし	健康福祉部	高齢者福祉課 043-223-2328
9	鴨川市	宿泊施設	千葉県立鴨川青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
10	君津市	宿泊施設	千葉県立君津亀山青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
11	香取市	宿泊施設	千葉県立水郷小見川青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
12	香取市	博物館	千葉県立中央博物館 大利根分館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
13	栄町	博物館	千葉県立房総のむら	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
14	大多喜町	博物館	千葉県立中央博物館 大多喜城分館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127